

社会福祉法人高春福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 11 月 1 日～平成 33 年 10 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性職員に対して産休・育休制度についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 28 年 11 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 28 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- 平成 28 年 11 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 28 年 11 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 2 回行う
- 平成 28 年 11 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 28 年 12 月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う

目標 3：地域の子どもの職場見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 平成 28 年 11 月～ 受け入れを行う事業所への説明及び体制作り
- 平成 28 年 11 月～ 関係行政機関、学校との連携
- 平成 28 年 11 月～ 職員への周知及び関係機関への周知
- 平成 28 年 11 月～ 職場見学及びインターンシップの受け入れ開始